

第151回

熊本県都市計画審議会議事録

平成30年6月29日

第151回 熊本県都市計画審議会議事録

1 案件 [公開・非公開]

審議

議第1318号

《公開》

熊本都市計画区域区分の変更の件

議第1319号

《非公開》

熊本都市計画道路の変更の件（惣領木山線他1路線：益城町）

2 報告

熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂について

中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて

3 審議会の日時及び場所

日時 平成30年6月29日（金曜日）

午前10時00分開会

場所 熊本県庁行政棟本館5階審議会室

4 出席した委員及び幹事の氏名

（出席委員）

熊本大学名誉教授

両角 光男

熊本大学教授

位寄 和久

くまもと農業女性ネットワーク

百家 美代子

熊本商工会議所女性会会長

石井 美代子

熊本経済同友会

西嶋 公一

弁護士

高山 悦子

熊本県町村会会長

荒木 泰臣

熊本県議会議員

西岡 勝成

熊本県議会議員

小杉 直

熊本県議会議員

岩下 栄一

熊本県議会議員

城下 広作

熊本県議会議員

濱田 大造

熊本県市議会議長会会長・熊本市議会議長

くつき 信哉

九州地方整備局長

増田 博行

（代理 熊本河川国道事務所技術副所長 小林 秀典）

九州農政局長

石井 俊道

(代理 農村振興部農村計画課長 松澤 智亮)

熊本県警察本部長

小山 巖

(代理 交通部交通規制課長 大内田 朗二)

(出席幹事)

道路都市局長

上野 晋也

土木部道路都市局都市計画課長

坂井 秀一

土木部道路都市局都市計画課政策監

尾上 佑介

土木部道路都市局都市計画課審議員

伊東 貢

土木部道路都市局都市計画課審議員

松田 龍朋

土木部道路都市局都市計画課課長補佐

平山 幸司

土木部道路都市局都市計画課主幹

最上 有希

4 一般の傍聴者

0名

5 議事次第

(1) 開会

(2) 主催者あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 議事録署名者の指名

(5) 議案

(6) 閉会

6 議事の経過

(1) 開会

平山課長補佐

定刻になりましたが、審議会に先立ちまして、配布資料の確認をお願いいたします。本日はお手元に資料を7つ配布させていただいております。次第、席次表、名簿、議案集、意見書、熊本県都市計画審議会の情報公開について、それとカラー刷りの資料、以上の7つです。資料が不足してありましたら、事務局までお申しつけください。

それでは、ただ今より第151回熊本県都市計画審議会を開会いたします。私は本日の司会をいたします都市計画課の平山です。よろしくをお願いいたします。開会に当たりまして、県土木部道路都市局長の上野からご挨拶いたします。

(2) 主催者あいさつ

上野道路都市局長

皆様、おはようございます。道路都市局長の上野でございます。本日はご多忙の中ご出席をいただきまして、誠に有難うございます。事務局を代表いたしまして一言ご挨拶をさせていただきます。まずはじめに、本審議会委員でありました村上寅美様におかれましては、今月4日にご逝去されました。村上様は、平成3年から長きにわたり、都市計画審議会委員として、本県の都市計画にご尽力をいただきました。この場をかりまして、改めて感謝を申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げます。

本日の151回都市計画審議会は約1年半ぶりの開催となっております。前回の平成29年1月20日に開催いたしました都市計画審議会におきましては、熊本地震からの創造的復興に向け、熊本高森線の4車線化の都市計画についてご審議をいただきました。本路線につきましては、4月に益城復興事務所を設立するなど体制を整えまして、木山地区の土地整理事業と併せて、時間的緊迫性を持って取り組んでいるところでございます。進捗状況といたしましては、現在、用地買収を進めておりまして、一定区間完了したところから、順次、工事に着手していく予定といたしております。

さて、本日は案件を2件提出させていただいております。一つは益城町の復興に関連する、道路ネットワークを形成する都市計画道路に関連するものでございまして、もう一つは熊本都市計画区域に関連するものでございます。本日付議しております案件は、熊本都市計画区域のまちづくりにとって非常に重要な案件となりますので、委員の皆様の忌憚のないご意見、ご指導をお願いし、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

平山課長補佐

定数の確認をいたします。本日は、委員18名のうち14名のご出席ですので、熊本県都市計画審議会条例の規定により、審議会を開催できる定員数に達していることをご報告いたします。なお、遅れていらっしゃる委員もいらっしゃいますので、その都度、ご報告させていただきます。

(3) 委員紹介

平山課長補佐

審議に入ります前に、新たにご就任いただきました委員が6名いらっしゃいますので、ご紹介いたします。まず、県議会議員からの委員をご紹介します。西岡委員でございます。

西岡委員

おはようございます。よろしく願いいたします。

平山課長補佐

岩下委員でございます。

岩下委員

岩下でございます。どうぞよろしく願いいたします。

平山課長補佐

続きまして、市町村の議会の議長を代表する委員をご紹介します。熊本県市議会議長会会長で、熊本市議会議長のくつき委員でございます。

くつき委員

くつきでございます。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

続きまして、関係行政機関からの委員をご紹介します。国土交通省九州地方整備局長増田委員、本日は、代理といたしまして、熊本河川国道事務所副所長の小林様でございます。

小林委員（代理）

よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

農林水産省九州農政局長石井委員、本日は、代理といたしまして、九州農政局農村振興部農村計画課長松澤様でございます。

松澤委員（代理）

松澤でございます。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

熊本県警察本部長の小山委員、本日は、代理といたしまして、熊本県警察本部交通規制課長の大内田様でございます。

大内田委員（代理）

大内田です。よろしくお願いいたします。

平山課長補佐

その他の委員の皆様のご紹介につきましては、お手元の出席者名簿と座席表により代えさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、熊本県都市計画審議会運営規則の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、両角会長に議長をお願いいたします。

両角会長

皆さん、おはようございます。先ほど上野局長のご挨拶にもございましたが、長年にわたりこの都市化計画審議会の委員をお務めいただきました村上寅美様が6月4日に急逝されました。私も約8年間になると思いますが、この審議会でご一緒させていただきまして、いろいろな都市計画審議にさせていただいたということでございます。村上様の長年にわたる、県政全般に対するご貢献はもとよりでございますが、この都市計画審議会におきましてもいろいろたくさん、いろいろな経験を踏まえたご意見などを賜りまして、大変助けていただいたという思いがございます。私の方も長年のご功績に感謝するとともに、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、着座をさせていただいて、進めさせていただきたいと思っております。なお、今日はですね、少しく、エアコンも節電モードのようですので、快適に審議ができますよう

に私は上着を取らせていただきますので、皆様もその辺調整をお願いできればと思います。

(4) 議事録署名者の指名

両角会長

議案の審議に入ります前に、熊本県都市計画審議会運営規則に基づき、議事録署名者の指名をさせていただきたいと思います。規定により、議長が指名することになっておりますので、本日は、くつき委員、それから石井委員をお願いをしたいと思いますが、くつき委員、石井委員いかがでしょうか。

両委員

はい。

(5) 議案

審議：議第1318号 熊本都市計画区域区分の変更の件

両角会長

よろしく申し上げます。

続きまして、お手元の次第の(5)に入りたいと思いますが、まず、審議会の公開に関してご説明いたします。本日2つ目の議第1319号はお手元の、熊本県都市計画審議会の情報公開について、というのがございますが、その中の1.熊本県都市計画審議会の公開・非公開について、その中の②都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されている議案、これに該当いたしますので、この部分は非公開となります。その他の審議事項につきましては公開です。非公開の議案の審議の際には、傍聴の方及び報道機関の方は係員の指示に従い退室をお願いいたします。非公開の議案の審議が終了いたしましたら、係員の指示に従い再入室いただくことができます。本日傍聴の方はいらっしゃいますでしょうか。

松田審議員

いらっしゃいません。

両角会長

ありがとうございます。それでは審議に入ります。議第1318号、熊本都市計画区域区分の変更の件について、ご審議いただきたいと思います。事務局から議案の説明をお願いいたします。

松田審議員

事務局の都市計画課審議員の松田でございます。着座にて、説明させていただきます。前方のスクリーンでご説明いたします。なお、スクリーン見づらい点もございますので、皆様方のお手元には、スクリーンと同じものをコピーして配布しておりますので、そちらもご参考お願いいたします。

議第1318号、熊本都市計画区域、都市計画区域区分の変更について説明いたします。まず、区域区分について説明します。都市計画区域においては、既に市街地を形成している区域、あるいは、優先的かつ計画的に市街化を図っていく区域である市街化区域と、市街化を調整又は抑制する区域である市街化調整区域があり、この2つの区域に区分することを区域区分と言います。一般的には、線引きとも言われております。これは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定めているもので、熊本県内では、熊本市、合志市、菊陽町、益城町、嘉島町で構成される熊本都市計画区域においてのみこの区域区分を定めております。この区域区分に関する都市計画は、県及び政令市が定めることになっており、今回が合志市の区域であるため県が定めることとなり、本審議会にお諮りするものでございます。

熊本都市計画区域における、これまでの区域区分の経緯についてご説明します。昭和46年に区域区分を導入しております。当初の市街化区域面積は11,110haでございます。その後、概ね10年毎にこれまで5回の定期見直しを行ってきました。なお、これらの定期見直しの間にも、随時の変更を行ってきたところでございます。そして、昨年5月ですが、合志市竹迫地区の随時編入を行っております。これらの変更を経て、現在の市街化区域の面積は12,648haとなっております。今回、合志市の御代志地区について、計画的な市街地形成の見込みが立ったことから、市街化区域へ随時編入を行うものです。竹迫地区、御代志地区ともに、熊本都市計画区域マスタープランに位置付けてありまして、市街地整備が確実になるなど、市街地形成の見込みが立った時点で市街化区域へ編入することとなります。

それでは、今回の区域区分の変更箇所についてご説明します。まず、こちらが、熊本都市計画区域全体図でございます。今回変更する合志市がこちらの部分になります。こちらは合志市を拡大したものでございます。今回の変更箇所は、合志市の合志市役所西合志庁舎の南東側、そして熊本電鉄の終点駅となる御代志駅が位置する御代志地区でございます。こちらは御代志地区周辺の航空写真でございます。今回編入します、合志市の御代志地区は、合志市西合志庁舎の南東側にあたり、県農業公園、菊池恵楓園、九州沖縄農業研究センターに隣接する地区となります。それでは、合志市地区周辺を拡大して説明いたします。付近には、国道387号、県道大津西合志線が走っており、北から、県農業公園、菊池恵楓園、熊本再春荘病院、県立黒石原支援学校、そして熊本高専が立地し、西側には九州沖縄農業研究センターが立地しております。また、熊本電鉄の終点駅である御代志駅をはじめ、再春荘前駅、熊本高専前駅があります。そして、こちらが現在の市街化区域でございます。こちらの黄色の区域に18.1haの合志市施行による土地区画整理事業が計画されており、土地利用に関する関係法令との調整及び市財政計画の資金目途、それから関係機関との協議が整ったことから、当該事業の実施が確実にできると判断いたしております。次にこちらの緑色の区域の部分ですが、医療、それから文教機能を担う既存の公的都市施設が立地する区域となっており、今回の土地区画整理事業施行区域に誘致予定の福祉施設

や図書館などの市民サービス施設との連携によって、一体的な都市機能拠点形成を図るため、市街化区域に併せて編入するものでございます。以上の理由から、全体で今回、48.7haについて市街化区域に編入いたします。

次に、編入する区域における、合志市の土地利用構想についてご説明いたします。編入する区域の北側、この箇所につきましては、住宅、商業施設の住商複合ゾーンとして、土地区画整理事業を実施し、御代志駅を核とした交通結節機能の強化をはじめ、中心拠点機能を高める住商複合施設の立地による合志市の顔づくりとして良好な市街地の形成を図るゾーンとされております。次に、編入する区域の南側、この箇所につきましては、住宅ゾーンとして、先ほどの住商複合ゾーンと一体的に土地区画整理事業を実施し、住宅地を希望する北側区域の地権者の移転先として、良好な住宅地の形成を図るゾーンとしております。そして次、この箇所については、既存公的都市施設、既成市街地ゾーンとして、病院や学校、既成市街地が形成されている箇所であり、住商複合ゾーンに誘致予定の福祉施設や図書館などの市民サービス施設との連携により、一体的な都市機能拠点形成を図るゾーンとしております。これらの地域については、合志市において、用途地域を都市計画決定して、土地の計画的、合理的な利用を図っていくこととしております。

次にこちらは、合志市が描く、御代志地区の将来イメージとなります。図中、左下が北側となり、国道387号の左が菊池方面、右が熊本方面、となります。合志市施行の土地区画整理事業により、御代志駅や軌道に移設し、駅前広場の整備、住商複合施設の誘致が計画され、市道の改良も計画されております。また、図の左上、別事業にて、小中一貫校の整備も計画されております。このような土地利用構想や将来イメージを具現化するために実施する土地区画整理事業について次にご説明いたします。

御代志土地区画整理事業のご説明に入ります前に、まず留意点として、当該事業については、別途、合志市が市の都市計画審議会へ諮る案件となりますが、本日ご審議いただく区域区分と密接に関係いたしますので、ご参考までにその概要についてご説明いたします。まず、土地区画整理事業とは市街地開発事業の一つでございますが、道路や公園等の公共施設の整備と土地の区画形質の変更を行うものでございます。今回の御代志土地区画整理事業につきましては、合志市の施行により計画され、事業面積は18.1haでございます。まず、事業区域の現況について説明いたします。

御代志地区は、熊本都市計画区域マスタープランにおいて地域核として、公共交通結節点と生活サービス機能の充実を図る地域と位置付けていますが、御代志駅においては、十分な駅前広場が確保されておらず、交通結節機能が脆弱な状態となっております。こちらが、駅前広場の状況ですが、駅と国道387号の間にわずかなスペースがあるのみで、バスプールやタクシー待機スペース、あるいは、送迎車乗降スペースといった駅前広場の機能が十分と言えない状況となっております。さらに、こちらが、駅に隣接する駐輪スペースでございますが、十分な広さがないということで、歩道にまで自転車があふれかえっている状況でございます。次に、周辺道路の渋滞状況でございます。こちらは国道387号、こち

らが市道御代志木原野線になります。そして写真ですが、こちら渋滞状況となります。この写真でも分かる通り、国道市道ともに渋滞が慢性的に発生しております。次に、区域内の既存住宅地の状況ですが、道路が狭隘で緊急車両の進入が困難であったり、空き家が多かったりなど防災上課題を有しているとともに、生活サービス機能も十分と言えない状況となっております。このような状況を背景に、交通結節機能向上に資する駅前広場の整備、渋滞の緩和、既存宅地における狭隘道路や行き止まり道路の解消策、等による防災性向上、引いては宅地の利用増進を図ることを目的として区画整理事業を計画されております。

次に整備概要についてご説明いたします。主な整備概要ですが、交通結節機能の強化として、御代志駅を現状この場所から、この場所へ約200m移設し、併せて軌道を東側へ約50mシフトし、駅前広場の整備が計画され、そして軌道のシフトに伴い、再春荘前駅も移設、あるいは御代志駅が近づくことに伴う廃止について今現在検討がなされております。また、国道387号の渋滞緩和、交通の円滑化のため、国道市道の改良として、現状、国道387号交差点のクランク箇所をこのように解消するとともに、国道387号には右左折車線の設置や歩道の整備、信号機の集約が計画されております。また、これらにより広い街区を創出し、商業施設や集合住宅、福祉施設等の誘致を計画されております。既存住宅地については、区画道路や歩行者専用道路である特殊道路を配置し、防災性の向上及び宅地の利用増進が計画されております。施行区域南側については、区画道路を配置し、住宅地を希望する北側区域の地権者の移転先など住宅地として土地利用が計画されております。併せて、公園や緑地についても配置する計画となっております。なお、合志市におきまして今年5月29日から6月11日にかけて当該事業に係る都市計画案の公告、縦覧がなされ、その際、意見書の提出はありませんでしたということ、合志市からは伺っております。今後は、合志市の都市計画審議会に付議され、この区域区分変更案件と同時に都市計画決定される予定でございます。

最後に、都市計画案策定に至る都市計画手続きの状況についてご説明いたします。今年の2月に公聴会を実施しましたが、公述の申出はありませんでした。また、同月に国土交通省への事前協議、関係市町への意見聴取、政令市協議を行い、いずれも異存がない旨回答をいただいております。さらに、今年の5月22日から6月5日の2週間、都市計画案についての公告縦覧を行いました。これに対する意見書の提出はございませんでした。以上で、熊本都市計画区域区分の変更についての説明を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

両角会長

ありがとうございました。それでは、議案書の方で確認を少しさせていただきたいと思っております。議案書お開きいただきまして、最初に、1318号、まあ扉がございます。それから、2ページほどめくっていただきますと、都市計画区域区分の変更というページがあるかと思っております。都市計画区域区分を次のように変更するというので1番、計画図表

の通りに変更しますという文言がございます。これにつきましては次の議案、1319ですかね、その前のところ2枚大きな図版が入っているかと思えます。後ろから2枚目のところに今回変更する部分が赤で塗りつぶして、位置が表示されているかと思えます。それから次のページ、これが先ほどスライドでご説明をいただきました新たに市街化区域に編入する箇所、これが赤い太線で描かれております。面積が48.7haと、こういう表記になっております。下側に青く塗られているところ、これが現在市街化区域となっているところ、まあこれも北側端が描かれていると、こうことでございます。まあ位置はここに描かれているとおりでございまして。先ほどのページに戻っていただきまして、下の方ご覧いただき、議第1318号-2と書いてございますが、そこに人口フレームが、次のように変わりますといったような表がございます。それから下に理由書というのが書いてございます。下の方には、これは背景が書いてあったりしますが、先ほどご説明があった部分というのが、理由書の中の下の方の文節ですね。基本的には土地区画整理事業ができて、市街地整備が見通しが確実にになったということ、あるいは一番下の部分に、下の2行に書いてございますが、既存の医療、文教施設がある、まあそういう公的な都市施設のある既成市街地というのが、今あったと。で、これは今度整備されるエリアと一体的になることで、地域の拠点としての役割りを果たすであろうということから、今度新たにその部分も編入しますと、こういうご説明でございます。で、さらに、一番下の文章の左端にございますが、まあこういう形で新たに編入する部分もるけれども、基本的には人口の保留してあるフレームの範囲でやっておりますと、こういうご説明でございました。そのあたりは議題1318号の4、ここに新旧対照表というのがございます。ここで、保留する人口、配分する人口、こういう表記がございますが、配分する人口が73万1千人ですかね。旧の方が73万人ということになっております。約800人くらいが、今度保留の分から配分されると、まあこういうことでございます。先ほど保留の範囲であると、こういうご説明であったかと思えます。以上が今回のこの議案ということになります。何かご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。

城下委員

参考に教えてください。合志市の人口は大体どうなってるのかなということと、御代志駅での利用者の数が最近どうなっているかとここだけちょっと教えていただければと思います。

松田審議員

合志市の人口についてでございますが、まず熊本都市計画区域全般の話からご説明しますと、県全体では2000年から人口減少化を辿っておりますが、熊本都市計画区域についてはまだまだ人口増加傾向にございます。具体的には、都市、熊本都市計画区域で2030年、平成42年まで今後人口が増加する見通しでございます。その中であって、合志市につきましては、さらにその先の2045年、平成57年まで人口が増加するという、まあこれは推計ですけれども、見通しになってございます。

それから御代志駅につきましては、一日当たり1,082人の乗降客数となっており、これは藤崎宮前駅に次いで二番目の乗降客数となっております。以上です。

両角会長

ありがとうございました。他に。どうぞ。

岩下委員

メディア情報によると、合志市というのは、日本一住みたいところという風に報道されておまして、そういうことを考えますと、どんどん人口が今後も増えていくんじゃないかなという思いがいたします。そういうようなことで、さらに都市機能をアップしていくために、この地域の、編入と言いますかね、要するに都市計画区域に編入されることは、もう妥当なことじゃないかなと思うんですね。日本一住みたいところっていうのは、根拠は何かよくわかりませんが、何かの世論調査でしょうね。さらに注目が今後も集まっていく地域であるような気がします。したがってですね、都市計画決定はですね、妥当な判断じゃないかなという風に思います。

両角会長

ありがとうございました。事務局何か補足ありますか。よろしいですか。

松田審議員

ご紹介ですけど、今日本一というご説明ございました。先だって熊本日日新聞の6月24日の朝刊でしたが、その中に、安心度部門で全国一位という表記がなされております。全国的に、安心度以外にも、利便度とか快適度、5つの指標をもって評価されているようで、安心度で全国一位、5つの総合部門で全国で27位、ちなみに全国で800弱の自治体の中でのランクということになってございます。

両角会長

ありがとうございました。確か東洋経済新報社という、こういう経済指標とか街づくり指標を毎年集めて、こういう表をランキングしたりするところがございます。そこでの評価ということで、非常に熊本の間人としても嬉しいところではあります。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。他にご意見がなければ、議第1318号につきましては、異議なしの旨答申してよろしいでしょうか。

委員

はい。

両角会長

ご異議ないようですので、議題1318号につきましては、異議なしの旨答申をいたします。それでは、次の審議に移ります。

さきほどお二方が遅れておられるということでもございました。今お見えになりましたので、出席者数は16名ということになりました。ご確認をさせていただきます。

審議：議第1319号

熊本都市計画道路の変更の件（惣領木山線他1路線：益城町）

両角会長

それでは、議第1319号、熊本都市計画道路の変更の件、惣領木山線他1路線、益城町、でございますが、これにつきましてご審議をいただきたいと思っております。この議案は、熊本県都市計画審議会の情報公開について、の1. 熊本県、都市計画審議会の公開・非公開について、ここに書いてございます、②都市計画法第17条第2項の規定に基づく意見書が提出されている議案に該当いたしますので、非公開となります。先ほど傍聴者はいないということでございましたが、どうでしょうか。

松田審議員

傍聴者はいらっしゃいません。報道機関はいらっしゃいます。

両角会長

そうですか。それでは報道機関の方に申し上げます。恐れ入りますが、係員の指示に従って、ご退室をお願いしたいと思います。

それでは事務局から議案の説明をお願いいたします。

松田審議員

再度前方のスライドでご説明いたします。議案1319号、熊本都市計画道路の変更につきまして、ご説明いたします。本議案は、益城町市街地において、惣領木山線と木山宮園線を、新たに都市計画に位置付けるものでございます。それでは、それぞれの路線の位置についてご説明いたします。

これは、益城町周辺の熊本都市計画総括図でございます。こちらが九州縦貫自動車道、こちらが国道443号、こちらが県道熊本高森線、そしてこちらが第二空港線、そして県道益城菊陽線です。また、こちら現在取壊しされておりますが、旧益城町役場、そして益城町総合運動公園でございます。惣領木山線、木山宮園線は、赤色で着色した区間で計画しております。また、参考までに、紫色で益城町が都市計画決定する路線を示しております。都市計画道路の決定・変更につきましては、都道府県道は県が行い、町道は町が行うこととされており、今回の案件は、一部町道は含まれますが、県案件、決定案件となっております。

次に、今回の都市計画の位置付けについてご説明いたします。図で示しておりますのは、熊本都市計画区域マスタープランの将来市街地像でございます。益城町は、郊外部市街地に位置付けられており、幹線道路を中心に地域生活に資する施設などを配置し、良好な住環境の充実に努められております。また、益城町役場周辺は、生活の利便に供する、生活拠点に位置付けられております。

次に、道路計画の考え方について、ご説明いたします。都市計画運用指針では、都市のまとまった交通を受け持つとともに、都市の主要な骨格を形成する道路を幹線街路と位置

づけています。この幹線街路を適切に配置することで、住区内から通過交通を排除し、良好な住宅地を保全することとしております。

次に、幹線街路の配置の考え方について、ご説明いたします。画面左側に示しておりますのは、住宅地内の都市計画道路配置の、まあ目安を示す概略図となります。黄色で着色しておりますのが住宅地、青色と水色が街路でございます。都市計画の運用指針では、住宅地を囲むように、おおむね1km毎に主要都市幹線街路を配置し、これらに囲まれた区域内には、補助幹線街路を配置することが望ましいとされております。益城町市街地は、このような幹線街路の整備などが無いままに、市街地が無秩序に拡大し、その結果、幅の狭い道路や旗竿型の敷地などで構成される密集市街地が形成されてきました。こちらは、益城町市街地の状況でございます。市街地内の道路は、この写真の様に、幅の狭い見通しの悪い道路が多く、車や歩行者が安全でスムーズに通行できる道路は、限られているというような状況でございます。その様な中で、平成28年の熊本地震では、倒壊した家屋が道路をふさぎ、避難や救急活動等に支障をきたすなど、安全面での大きな課題も確認されたところでございます。益城町では、市街地の課題や熊本地震の教訓を踏まえまして、益城町復興計画を策定されました。こちらは、益城町復興計画に示されております、市街地の土地利用構想図となります。街の中心軸として位置づけられる県道熊本高森線と連携し、役場を中心とした木山交差点周辺を都市拠点、惣領交差点周辺を地域拠点とし、それらと、新たに位置付けられた新住宅エリアを相互に結び、災害時にも機能を発揮する幹線道路ネットワークの構築を、目指すべき都市像として位置づけられております。今回計画している道路は、この益城町復興計画に基づき計画されたものでございます。

それでは、都市計画の内容について、ご説明いたします。まずこちらは、益城町市街地の地図でございます。左の縦の灰色の部分九州縦貫自動車道、右の青色が国道443号、こちらが旧益城町役場、緑色の線が、昨年2月に都市計画決定しました県道熊本高森線、赤色の線が惣領木山線、そして木山宮園線でございます。また、紫色のこの線が、益城町が決定する都市計画道路でございます。黄色で着色している新住宅エリア、それから紫色で着色している木山交差点周辺の都市拠点、惣領交差点周辺の地域拠点をそれぞれ結び、地域内を繋ぐ道路ネットワークとなっております。

次に、道路線形の計画にあたり、配慮しました点をご説明いたします。道路線形の配慮事項として、まず一点目ですが、今ある道路の敷地を最大限に活用する、としております。二つ目に、道路と沿道との高低差をできるだけ小さくし、周辺の土地利用が図りやすいようにする、という点でございます。そして最後に、交差点部や脇道が取付く箇所においては、見通しや勾配に配慮し、通行の安全を確保すること、としております。以上の3点に配慮して、道路の線形を計画いたしております。まず、都市計画道路惣領木山線について、具体的にご説明いたします。惣領木山線は、起点となります県道熊本高森線と、終点の国道443号を連絡する、延長3,760mの路線でございます。起点の惣領交差点から県道益城菊陽線を通る区間①の部分と、町道グランメッセ木山線を通る区間②の部分と、一

体の幹線街路として決定するものでございます。

まず、区間①の計画断面について、ご説明いたします。3.0m幅の2車線、それからその両側に50cmの路肩、またその両側に1.5mの植樹帯、そして更に両側に3.0mの自転車歩行者道を計画断面としており、全体幅で16.0mとしております。断面の内訳については、道路構造令に基づいて決定しております。なお、道路の設計の基礎となる将来交通量につきましては、一日当たり8,200台を想定しております。

続いて、区間②の町道グランメッセ木山線の区間ですが、その計画断面について、ご説明いたします。3.0mの幅で2車線、車道、それからその両側50cmの路肩、そして更にその外側に3.5mの自転車歩行者道を計画断面としており、全体の幅は14.0mとしております。また、将来の交通量は、一日当たり600台から1,900台と推計しております。

惣領木山線の線形について、ご説明いたします。惣領木山線は、写真にありますような現在の道路敷を最大限に活用することとし、都市計画道路木山宮園線や、益城町が都市計画決定する3路線との交差点を、新たに4箇所設置する計画としております。

続きまして、都市計画道路木山宮園線について、ご説明いたします。木山宮園線は、県道熊本高森線の木山交差点から、町道グランメッセ木山線に接続する、延長1,190mの路線でございます。道路断面は、こちらになります。現状は幅7m程度の道路でございます。これを今回の計画では、3.0m幅2車線の車道、それからその外側50cm路肩、そしてその両側に3.5mの自転車歩行者道を計画断面としており、全体の幅は14.0mとしております。将来交通量については、8,500台からまあ9,400台程度を推計しております。

次に、この路線の線形について、ご説明いたします。黄色で囲んだ箇所、こちらを拡大してまいります。まず①の箇所から拡大いたします。こちら①を拡大したもので、画面右側が北になります。左が南ですね。左側の方の上から下に走っているのが県道熊本高森線でございます。現在の道路敷きを灰色で着色しております。木山宮園線、今回の計画部分は、赤色で着色した範囲でございます。益城町役場付近が水色の線で囲まれておりますが、こちらが今年3月に益城町で都市計画決定した、土地区画整理事業の区域でございます。現在の道路は、写真に示しておりますように、歩道が設置されていないというような状況で、画面右側に木山宮園線の赤色の範囲が広がっている箇所がございますが、こちらには、益城町で都市計画決定する道路が接続することとなっております。木山宮園線は、現在の交差点の位置を基本とし、これに取付く道路が、安全な勾配で接続できるように配慮しております。

次に、町道グランメッセ木山線までの残りの北側の部分の区間、こちらを拡大してまいります。こちらが町道グランメッセ木山線までの区間です。画面の左側、益城町で都市計画決定されている道路の接続箇所になります。右側の道路が、町道グランメッセ木山線。また、道路敷きは灰色で着色しております。この写真②③に示しておりますような道路の

状況でございます。写真①は、木山宮園線に取付く道路の状況です。木山宮園線に向かって、東から下ってくる形で接続しており、これらの取付け道路が安全な勾配で接続できる様、考慮しております。また、現在の交差点の位置と整合するような計画としております。

次に、これまでの都市計画決定、都市計画手続きについてご説明いたします。都市計画の原案につきましては、1月8日から10日の3日間で計4回住民説明会を開催いたしており、約200名の方が参加されました。その後、2月2日から同16日までの間で、都市計画の案について、公告・縦覧を行い、12件の意見書の提出がありました。うち3件は、益城町決定の都市計画道路に関する意見でしたので、今回の決定の案件に係る、残り9件の意見について、意見書の要旨をご説明いたします。お手元には、提出された意見書のコピーも配布しておりますので、ご参考お願いいたします。まず、全体的な話ですが、道路整備の推進を希望する、肯定的な意見が7件ございました。要旨としては、将来、子供や孫が安心して生活するために必要であると、そういった意見や、公共交通機関の導入空間や、歩行者自転車の安全な通行空間になるという意見、それから渋滞緩和に効果的であるとの意見、災害に強い町づくりに必要であるという意見、沿線に様々な利便施設の立地を期待するといったような意見がございました。

次に、計画しております断面に関するご意見が1件ございました。要旨といたしましては、歩道の勾配や段差を少なくしてほしいといった意見や、視距などそういった部分配慮して植樹帯を整備してほしいといった意見がございました。県といたしましても、歩道の設計に当たりましては、歩行者が安全で円滑な移動が可能となるよう、定められた構造基準に基づいて、設計を行ってまいります。また、植樹帯の整備に当たりましては、見通しが妨げられないよう、樹木の配置や樹種、整備後の維持管理等に配慮し、整備を行ってまいります。

最後に、幹線道路ネットワークの考え方に関するご意見が1件ございました。要旨といたしましては、第二空港線や熊本高森線南側等まで延伸していないため、道路の役割が不十分ではないかのご意見でございました。県といたしましては、都市計画道路の接続先である熊本高森線、さらに国道443号は、広域的な主要幹線道路であり、また、益城町市街地内の行政・商業・サービスの拠点や、新住宅エリアなどの主要な施設を結ぶ、市街地の骨格を形成する幹線道路としての役割も担っています。そのような道路の配置につきましても、都市計画運用指針における考え方と整合しているものと考えております。以上が、提出されました意見書の要旨でございます。

最後に、参考といたしまして、益城町の都市計画手続きの状況についてご説明いたします。益城町では、紫色の線で示しております4路線を新たに追加することとしておりますが、こちらにつきましては、先だって6月20日の益城町都市計画審議会で、4路線全て可決されたところでございます。なおその際、可決に当たりましては、付帯意見がございました。住民に十分な説明する等、丁寧かつ適切な対応を行い、不安等の解消に努めること、そういった付帯意見を付して決定されたことをご紹介します。

以上で、熊本都市計画道路の変更について、説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

両角会長

ありがとうございました。丁寧にいろいろな資料でご説明をいただいたと思います。議案書の方の確認をさせていただきたいと思います。先ほどの続きですね、議第1319号、扉等がございます。一枚めくっていただきますとそこに要旨が書かれているかと思えます。議第1319号-1、上の方に表の形で新たに追加する道路の名称・幅・位置等が書かれているかと思えます。詳細は先ほど図面でご説明をいただいたこととございますし、また、この議案書の、報告と書かれているところの前のところですかね、二枚ほど前のところから先ほどと同じような図版で説明がされてるかと思えます。変更しようとする理由、ということにつきましても、この議第1319号-1、この下の方に書かれているかと思えます。まあ要点はもう一番最後の部分だと思えます。災害に強い道路ネットワークを構成し、都市内の円滑な交通や、歩行者・自転車の安全な通行空間を確保するために、まあ先ほどのような赤で示された道路を都市計画に、道路に追加するということとございました。それで、これにつきましては意見書が出されたということで、別冊の意見書というのが用意されてるかと思えます。一枚目、ページをめくっていただいたところに、先ほど最後のところでご説明をいただきました意見の要旨、それからそれに対しての県の見解ということで、先ほどご説明頂いた内容が整理されてるかと思えます。まあ道路の整備を推進してほしいと、そういう意見がいくつかあった。それから断面についての意見があった、まあこれについては、ポジティブな意見はその通りで、承るということですが、断面についての意見もそういう対応はいたしますと、こういうこと、配慮しますというようなことが書かれてたかと思えます。それからネットワークの考え方について、少し広域的な位置づけについてのご意見がでたということとございますが、基本的には広域的な道路の位置づけ、あるいはその中を構成する都市の幹線街路としての位置づけ、こうしたものを考えて作ってるんです、ということとご説明をいただいた、ということとございます。以上が議案ということになります。何かこの案件につきまして、ご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。どうぞ。

城下委員

この道路のまあ構造なんですけども、例えば、最近、自転車専用道路ということのを設けようと考えているじゃないですか。けどこの場合は、自転車と歩行者とは従来の形のなので、自転車と歩行者というのは、これは当然あるんですけども、自転車が危ないから自転車は車両だから、自転車専用道という形で車道の中に入れようということを増やそうとしているんですけど、既存の道路はなかなかほらスペースが取れないから断念してできないけど。新しい道路を作るときには可能性があるのでは、自転車の専用道という形。こういう考えっていうのは、こういうところに持ち合わせるっていうことは検討はしたのか、または必要がないとか、そういう過程はどうなんですか。

松田審議員

まず、自転車専用レーンと言いますかそういう位置づけですが、もちろんこういった道路を新たに計画する場合については、そういった視点での検討も行います。そうした場合は、都市圏全体でそのネットワークがしっかりと構成されるものであるかどうか、例えば熊本市におかれましては、自転車道のネットワーク形成をしっかりと計画されて、全体の中で個別の路線を整備されていると伺っております。そして、今回の益城町におきましては、主に、熊本市方面へ向かう通学生あたりの自転車利用者が多くなっておりまして、熊本市中心部と比較しますと、それほど自転車の通行量っていうのは多くはございません。ただ、かと言ってまあ自転車通行者には配慮するというのも必要でございますので、今回は、必要最小限ではございますが、自転車と歩行者がまあ同じ空間で移動するという形態の構造を採用しております。

城下委員

だからその、都市圏構想で、いわゆる今まで熊本市と協議をして考えなきゃいけない、だからここだけやっても熊本市とまたこうその先の道路がないからっていうとずっとできないわけです。いわゆる新しく作るところから作って、だんだんだんだんそれを繋げるという考え方もまたあるわけだから、ましてや最近では郡部に、市内から郡部に行って自転車で行こうとする人間も出てくるかもしれないけど、そういう考えはいらぬのかという話で、例えばこれ学校も近くにあるし、先ほどの合志の道路も一緒ですよ。あそこ結構、学生なんかよく通るところで、ああいうところも自転車専用道路があれば、非常に今後考えなきゃいけないという。歩道だと人間がいるから自転車がば一っと飛ばしたら意外と危ないんですよ。だからその辺のこともまあこう考えながら、新しく作る道路しかチャンスがないんですよ。既存の道路はなかなかスペースがないからやりたくともやれないというのが現状、熊本市の特に、中は特にそうだという風に。だけど、自転車専用道路はだんだん基本的に作っていきこうって考えがあるから、しっかりこの辺も考えて、やっぱりこう将来的にも自転車に乗るような形のものも、健康づくりでいろいろ町づくりとかやろうとするかもしれないし、合志町なんかこれ健康づくりなんかいう年になると自転車でこう乗るような形も当然あるでしょうし。新しい道路の時はチャンスだと思うんですよ。自転車専用道っていうのは。それもぜひ、ここでどうこうしろっていうのは言いませんけど、そういう考え方も、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかなという風に思いました。それと最後、もう一つ、特に街路樹はもう決して高木になるようなものは避けた方がいいんじゃないかということと、間隔の問題、それと交差点近くにもう本当に、ある程度距離を余裕を持つとかないと、必ず信号機とか標識に邪魔になるような例が結構散見されますので、この辺はよくよく考えて行かれた方がいいんじゃないかという風に思います。

松田審議員

街路樹についてのご意見ありがとうございます。今現在、例えば熊本高森線4車線化の整備に関しましては、熊本大学と連携して、例えば模型等を使いまして街路樹の在り方に

ついても住民と一緒に検討しております。住民の皆様方からも積極的なご意見をいただいているところで、そういったご意見を踏まえて道路整備をやっていくという県のスタンスでございます。当然に今回の決定案件についても、そのような取り組みをやりながら、沿道利用者にとってどういう街路樹がふさわしいのか、必要であるのか、という観点から整備を行ってまいりたいと考えております。以上です。

両角会長

ありがとうございました。他に何かご意見ございますでしょうか。

岩下委員

この意見書の中に、車椅子で道路交通するのは若干不安だという意見が出されておりますけれども、この道路整備全体でバリアフリー的な視点はどっかにあるんですかね。

松田審議員

道路構造令にきちんとバリアフリー基準っていうものは示されております。当然我々はそれを遵守して整備を図っていくこととなります。後は、細かな使い勝手の配慮になりますが、先ほどの植樹帯のお話と同様に地域の住民の方と密にご意見をうかがう機会を作りながら、現場の整備に当たっていきたいと考えております。

両角会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは他にご意見がなければ、議第1319号につきましては、異議なしの旨答申したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

委員

はい。

両角会長

ありがとうございます。ご異議ないようですので、議第1319号につきましては、異議なしの旨答をいたします。それでは、続いて報告に移ります。

熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂について
中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて

両角会長

それでは報告でございますが、報告は2点予定してございます。最初が、熊本県都市計画区域マスタープラン基本方針の改訂について、でございます。二点目が、中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて、ということでございます。この二点の報告事項につきましては、まとめて説明をさせていただいて、その後でまとめて質疑を行いたいと思っております。それでは事務局の方からご説明をお願いいたします。

松田審議員

こちらにつきましては、前方スクリーンではなくて、お手元にお配りしております議案集の中の付箋で報告と貼っておりますそれを一枚めくっていただきまして、A3の資料を、右下にページ数1と書いてございますが、こちらを広げていただきたいと思っております。

説明させていただきます。熊本地震を踏まえた、熊本都市計画区域マスタープラン基本方針改定作業についてでございます。資料に沿って、(1) から説明していきます。主に、この黒字の部分をご覧ください。基本方針とは、区域マスタープラン策定に当たって、県内都市計画区域に共通する都市づくりの方向性を示したものでございます。それから区域マスタープランは法定計画であり、おおむね10年以内に実施する道路、それから市街地整備等の計画を記載し、これに沿って実施する重要な計画となっております。

次に(2)の部分でございますが、この計画の体系を下の枠組みで、イメージを示しております。今回改定します都市計画区域マスタープラン基本方針を基に、各都市計画区域において、左側の部分ですが、都市計画区域マスタープランを県が策定し、続いてこの矢印の部分で、これに即して市町村都市計画マスタープランを各市町村が策定する、ということになります。

(3) ですが、熊本県の区域マスタープラン等の動向についてご説明します。下の方にこれまでの経過も含めて図示しておりますが、平成12年の都市計画法改正、これによって、全国すべての都市計画区域で、マスタープランの策定が義務付けられました。これを受けまして、平成15年に本県では基本方針を策定し、県内17の都市計画区域でマスタープランを策定しております。その後、平成17年から、こちらは市町村合併を受けまして、一部の区域マスタープランを改定しております。そして、平成25年には、策定からおおむね10年が経過したことによって基本方針及び熊本や本渡などの区域マスタープランの改定作業を進めていたところでございます。その作業を進めているさなかに、まあ一昨年の熊本地震が発生した、ということになります。これまでのマスタープランは、東日本大震災等を踏まえたものとはなってございますが、改めて今回の熊本地震での教訓を踏まえまして、その内容を早急に盛り込み、充実させる必要があると考えております。

次、右のページに移りまして、一つ飛ばして3の基本方針の改定プロセスをご説明いたします。大まかなプロセスは、検討イメージに示す通りでございますが、枠組みの部分ですが、右側で都市防災に関する必要な視点を持って、改定に取り組んでおります。例えば、この下の方に移りますが、三つ目の黒ポツにあるように、災害時に機能する防災拠点や、避難地、避難路の形成確保に努めることや、最後のポツですが、自然災害に対応する地域防災力の強化、等の視点で、この方針を改定しております。

次にその下の(1)、改定方針案をご説明いたします。①の部分ですが、改定は全方針のうち、都市防災に関しての内容に限定いたします。現時点で想定される内容といたしましては、1) ハード対策としましては、防災拠点の耐震化、都市施設の計画的な維持管理・更新、それから緊急輸送道路の無電柱化推進などが考えられます。それからその下、2) のソフト対策といたしましては、熊本地震の特徴的災害である、液状化、大規模盛土造成滑動、いわゆる宅地被害ですね。こういうものへの対応や、要配慮者への対応などが考えられるところでございます。

最後に4の改定スケジュールですが、今後は、パブリックコメントによって県民意見を

反映し、その後、案を作成し、今年の9月を目途に本審議会へお諮りする予定としております。以上が、熊本都市計画区域マスタープラン基本方針の改定作業についてのご報告でございます。

続きまして、一つめくっていただいて、今のページを二枚めくっていただきまして、中九州、表題が中九州横断道路の都市計画決定及び環境影響評価の手続きについて。A3見開きでございます。こちらについてご説明させていただきます。まず、中九州横断道路の概要でございますが、中九州横断道路は、大分市と熊本市を結ぶ全長120kmの地域高規格道路でございます。地域間の交流促進、沿線地域の産業発展のほか、大規模災害時の救援・救助活動や、広域的な物資輸送の円滑化等に寄与する道路でございます。一つ資料をめくっていただきまして、この次の資料、赤の表題で、中九州横断道路（大津町～熊本市14km）と題しております資料の方を説明いたします。

赤文字で旗揚げしております区間、大津町の国道325号、この右側の部分ですね、から左側の部分、熊本市の九州縦貫自動車道までの約14kmの区間で、黒い曲線で囲んだ、こちら幅は1kmのルート帯になっておりますが、こういう風な道路計画が検討されております。道路の規格は、4車線の自動車専用道路で、インターチェンジの位置は、大津町側、右側の部分から国道325号、次に中ほどのオレンジの線となる県道の316号、そして、次の国道387号との交差部に、まあインターチェンジの検討がなされております。この道路の整備により、道路ネットワークが強化され、物流・産業・医療・観光・暮らしの観点から、より良い地域づくりに寄与できるとの考えを持って都市計画に位置付け、本審議会にお諮りすることとしております。なお、延長14kmございますが、そのうち左端の部分ですが、約1kmは、熊本市内の域になっておりまして、こちらは、熊本市の都市計画審議会にお諮りすることになります。

戻りまして、先ほどの一枚目の資料をご覧ください。右側の部分をご説明いたします。こちらは、手続きのお話になります。真ん中ほどの青い部分が、都市計画決定に至るまでの手続き、そして右側が、の緑の部分が、環境影響評価の手続きになります。法律上は、この両方の手続きを併せて都市計画決定権者が実施するというように定められております。これまでどういった手続きをやったかといいますと、右側の部分になりますが、環境影響評価の手続きを先行して実施してきておりまして、調査や予測評価の手法を示す、方法書の策定を終えたところです。現在は、調査や評価、環境保全対策を検討しておりまして、環境保全に関する考え方を取りまとめた、準備書の作成に向けた手続きを進めているところでございます。今後は、調査や評価、環境保全対策を検討し、環境保全に関する考え方を取りまとめた、次の準備書の作成に向けた手続きを進めてまいります。都市計画原案の説明会も併せて行い、都市計画案及び環境影響評価の準備書、こちらを併せて公告・縦覧などの手続きを行いながら、最終的に都市計画案と評価書を当審議会にお諮りたいと考えております。以上が、中九州横断道路についての経過報告でございます。以上です。

両角会長

どうもありがとうございました。二つご説明をいただきました。最初の件につきましては、これから各市町村等が都市計画区域マスタープラン、これは法律で定められたものですが、それを作るに当たっての基本的な考え方、あるいは内容ですね、そういったようなことを県の方が基本方針という形でまとめておられます。それで今回は、先ほどご説明がございましたように、熊本地震でいろいろな被害もあった、あるいは防災対応の重要性ってというのが認識された、それを踏まえて、まあ防災対応の部分について、もう少し書きこむ必要があるだろうということで、その部分を中心に基本方針を改定して、それを元にまた各市町村には改定をお願いする、まあそういうための方針について、今改定をしておりますと、改定案を作ったと、こういうご説明でございました。

それから二つ目の方は、最近新聞でも話題に、滝室坂のあたりのことで話題が出てきておりますけれども、中九州横断道路、これが熊本県内でもだんだん動き始めた。さしあたって今回話題になっておりますのは、いわゆる高速、九州縦貫道の部分あたりから大津ですかね、そのあたりについて今後事業を始める、それに当たって、環境影響評価というのをやるんだ、あるいは都市計画決定といったことも後で出てくるんですけども、その流れがどうなるか、現在どの状況かと、まあこのあたりのご説明だったかと思います。何かこのあたりにつきまして、この二つの報告につきまして、ご質問、あるいはご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

委員

はい。

両角会長

では、特にご意見がなければ、これで本日の議案の審議はすべて終了ということになります。何か報告がありますか。いいですかね。本日、議決しました事項については、知事あてに答申したいと思います。委員の皆様には、審議会の円滑な運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

(6) 閉会

坂井課長

両角会長ありがとうございました。そして委員の皆様、ご審議いただきありがとうございました。ご意見につきましては県知事への答申として行きたいと思っております。続きまして、我々といたしましては、もう都市計画の手続きを今後も進めて参りたいと思っております。なお、本日使用しました意見書につきましては、ただいまから事務局の方で回収させていただきます。本日は長時間にわたり、本当にありがとうございました。これをもちまして、第151回熊本県都市計画審議会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

委員

ありがとうございました。

【午前11時25分閉会】

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条
第3項の規定によりここに署名します。

平成30年8月20日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

石井美代子



印

本書のとおり相違ありませんので、熊本県都市計画審議会運営規則第12条第3項の規定によりここに署名します。

平成 30年 8月 20日

議事録署名者

熊本県都市計画審議会委員

くつき 信哉



印